

京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第18条 記念講堂等に、記念講堂等の管理運営に関する事項について審議するため、船井哲良記念講堂・船井交流センター運営委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 管理責任者</p> <p>(2) <u>研究推進部長</u></p> <p>(3) 桂地区（工学研究科）事務部長</p> <p>(4) その他管理責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第18条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) <u>成長戦略本部長</u></p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>3～6 } (同 左)</p> <p>附 則（令和6年12月総長裁定）</p> <p>この規程は、令和6年12月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>